

災害復旧事業(補助)の概要

1. 目的

自然災害により被災した公共土木施設を迅速・確実に復旧する。
(「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき地方公共団体を支援。)

2. 特徴

公共土木施設の災害復旧は、地域の復旧、復興のため、迅速、確実に実施すべき基本的事業。一方、災害復旧の費用は、地方公共団体にとって、臨時かつ多額な支出。災害復旧事業制度はこれらに適切に対処。

① 様々な公共土木施設が対象

- ・ 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園

② 高率な国庫負担

- ・ 基本負担率は 2/3
- ・ 地方公共団体の財政力に適應するように国庫負担率を嵩上げ

年間の災害復旧事業費が、
標準税込の 1/2 を超え、2 倍に達するまでの額に相当する額については 75%が国費
標準税込の 2 倍を超える額に相当する額については 100%国費

③ 迅速で確実な予算措置

- ・ 次年度予算編成を待つことなく迅速に予算を確保。(これまで、災害が発生した年に補正予算で必要額を予算措置。)
- ・ 事業費確定のための災害査定は、地方公共団体の準備が整い次第速やかに実施。
- ・ 災害査定等により災害復旧に必要な費用を過不足なく確実に措置。

④ 迅速な工事着手

- ・ 災害査定の前でも地方公共団体の判断で被災直後から工事着手が可能。
(査定前後の着手に関わらず災害復旧事業に合致するものは国庫負担対象。)

⑤ 原形復旧が原則だが適切な工法を採用(単純に元どおりに戻すのではない)

- ・ 元どおりの復旧が不適當な場合や困難な場合、形状、材質、寸法、構造など質的な改良を実施。

例)河床低下して被災した河岸について、護岸の根入れを延長、根固工を追加して復旧。

例)道路が流出したり、崩落土砂で埋塞した場合、新ルートで復旧。

例)流出した木橋を現在の基準にあわせてコンクリート橋で復旧。

⑥ 県単位の一括予算交付

- ・ 河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路については、災害復旧事業費は災害年ごとに県単位で一括して交付。災害復旧事業として採択された工事であれば、工種、箇所にかかわらず県内で自由に活用可能。

3. 災害復旧事業の実績※ ※国土交通省所管分

○ これまでの災害復旧事業の実施箇所 約 300 万箇所

- ・ 河川 : 約 155 万箇所(都道府県工事延長約 83,000km を復旧)
- ・ 道路 : 約 130 万箇所
- ・ 橋梁 : 約 7 万橋
- ・ 港湾 : 約 1 万箇所

(昭和 26 年の「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」制定以降 59 年間の合計)

○ これまでの災害復旧事業の工事費決定額 約 23 兆 4000 億円

(H20 換算値※、港湾海岸・港湾・下水道・公園を除く)※建設工事費デフレーター(公共事業)を使用して算出

- 迅速・確実に地方公共団体の災害復旧を支援し、地域の復旧・復興はもとより、地方公共団体の円滑な行政運営、計画的な社会基盤整備を下支え。

4. その他(改良復旧事業)

- 被災した公共土木施設の災害復旧と同時に、河川の流下能力の向上、道路の拡幅などを行う改良復旧事業制度も用意。

- これまでに、約 16,000 事業、約 3 兆 5000 億円の改良復旧事業を実施。

(H20 換算値※、港湾海岸・港湾・下水道・公園を除く)※建設工事費デフレーター(公共事業)を使用して算出